

長門市ケーブルテレビ放送施設指定管理者候補者の選定結果について

平成 29 年 5 月
長 門 市

はじめに

「長門市ケーブルテレビ放送施設指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、ケーブルテレビ放送施設（ケーブルテレビ放送センター本部、ケーブルテレビ放送センター三隅支局、ケーブルテレビ放送センター日置支局）の指定管理者候補者の選定を公正かつ公平に実施するため設置された。

このたび、その審査結果を踏まえ、公募申請のあった団体から指定管理者候補者を選定したので、選定委員会における選定方法及び審査結果について公表するものである。

1. 長門市ケーブルテレビ放送施設指定管理者候補者選定委員会委員

委員長 近 藤 雅 洋 （税理士）
委員 内 田 恭 彦 （山口大学経済学部教授）
委員 尾 崎 眞 吾 （イラストレーター）
委員 磯 部 則 行 （長門市副市長）
委員 藤 田 一 保 （長門市企画総務部長）

2. 選定の手順

審査基準や配点を予め決定の上、応募者の「事業計画書」及び「応募者に関する書類」について、資格要件の確認及び応募者の説明による事業計画のヒアリングを行った後に審査を行い、候補者を選定した。

3. 選定までの経過

これまでの募集に係る経過について、事務局報告を記載する。

事 項	年 月 日	
募集公告	平成 29 年 3 月 21 日（火）	
募集要項等配布	平成 29 年 3 月 21 日（火） ～ 4 月 19 日（水）	
公募説明会・現地見学会の開催	平成 29 年 3 月 23 日（木）	2 団体
質問書の受付	平成 29 年 3 月 21 日（火） ～ 3 月 24 日（金）	
質問書に対する回答	平成 29 年 3 月 30 日（木）	
応募書類の受付	平成 29 年 3 月 21 日（火） ～ 4 月 19 日（水）	1 団体

4. 選定委員会の開催

	内 容	年 月 日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会委員長の選任 ・募集要項、業務仕様書の説明 ・選定スケジュールの確認 	平成29年3月16日（木）
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者からの事業計画の説明及びヒアリング ・事業計画の審査 ・指定管理者候補者の選定 	平成29年4月27日（木）
公募期間 平成29年3月21日（火）～4月19日（水）		

5. 審査の方法について

(1) 審査項目

審査項目	小項目	配点
① 事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであること (10点)	1 基本方針及び利用者に対する平等性の確保に関する具体的な計画	10
	2 サービス向上を実現するための具体的な計画	10
② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮できるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られているものであること (15点)	3 収入の増加・経費の縮減に関する具体的な計画	5
	4 管理手法、維持管理体制の具体的な計画	10
③ 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること (30点)	5 個人情報保護の措置及び危機管理・緊急時対応の考え方	5
	6 主な業種とこれまでの事業実績	5
	7 経営基盤の安定性	10
④ 前各号に掲げるもののほか、申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること (25点)	8 地域への貢献、地域雇用への配慮	10
	9 番組制作の考え方と制作能力	10
	10 自主事業の考え方と具体的な計画	5
⑤ 提案価格（費用対効果評価） (10点)	価格は提案内容に見合った金額か	10
合 計		90

(2) 審査について

提出された事業計画書及び応募者に対するヒアリングを基に、委員ごとに審査（評価）し、全委員分を集計した上で協議を行い、候補者を選定した。

6. 審査結果

(1) 応募状況

応募団体数 1 団体

(2) 応募者の資格等の適合状況の審査

長門市企画政策課において、応募者が応募資格を満たしていることを確認した。

(3) 審査結果（※ 評価の結果は、別表のとおり）

事業計画に掲げる収入の増加や経費の縮減に関する内容を反映させた収支計画とするなど、提出された申請内容の不十分な箇所について、市の指導・調整のもと見直し修正を行い、再度事業計画書を提出することを条件として、全員一致で応募者を候補者として選定、市長に報告した。

指定管理者候補者

住 所 山口県長門市東深川 8 9 0 番地 2

団体名 ながとてれび株式会社

代表取締役 松 岡 修 二

7. 委員意見

(1) 講評（総評）

施設の事業目的である公共放送の観点、地域平等性の観点において十分考慮された計画となっており、また、番組制作については、これまでの実績及び番組制作能力において高い評価を受け、指定管理者として相応しい団体であると判断される一方、以下の点について、事業計画内容及び運営上（指定管理者として選定された場合）の要望として挙げられた。

- ① 民間事業者のノウハウを發揮したより効果的・効率的な具体的提案が必要と
感じられた。
- ② 収支計画において、事業計画に掲げる収入の増加や経費の縮減に関する内容
とリンクしていない部分が見受けられ、再度事業計画を提出させるなど対策が
必要。
- ③ 経営基盤の安定性については、具体的計画に欠けた部分があり、また、関連
会社から新たに職員を出向させることによる運営の改善や維持・保守経費の削
減などサービス向上や経費削減に繋がる提案内容とされているが、そのような
点を反映した事業計画・収支計画への見直しを行うべき。
- ④ 番組自体の評価は高いので、番組制作能力を更に高めることにより市の放送
事業を発展させ、豊かな市民生活に繋げていくことを期待する。
- ⑤ 長門の地に根ざした番組放送を行っており、今後、長門の観光資源や特産品
を市外でも発信できるような仕組みづくりに期待する。

別 表

1. 審査結果

審査項目	満 点 (委員5名合計)	指定管理者 候 補 者
① 事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであること。	5 0	3 6
② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮できるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られているものであること。	7 5	5 1
③ 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。	1 5 0	1 0 3
④ 前各号に掲げるもののほか、申請のあった公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。	1 2 5	9 7
⑤ 提案価格	5 0	3 9
合 計	4 5 0	3 2 6

2. 応募者からの提案指定管理料（指定期間の総額、消費税及び地方消費税を含む。）

ながとてれび株式会社	1 2 5, 1 8 0 千円
------------	-----------------

<備考>

※ 募集要項で示した指定管理料上限額 1 2 5, 7 5 0 千円

※ 指定管理料の額は、指定管理者からの提案金額を基に、市と指定管理者が締結する協定によって定める。